

津市新型インフルエンザ等対策検討委員会要綱

平成26年6月20日

(設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の作成等に関し、広く意見を聴くため、津市新型インフルエンザ等対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び変更に関すること。
- (2) その他新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、危機管理部危機管理課及び健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。